

宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する運用基準

(平成 25 年 3 月 4 日 教育長決裁)

(令和 2 年 3 月 13 日 一部改正 )

1 目 的

宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則第 3 条第 3 項に係る運用基準について下記のとおり定める。

なお、この基準については令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1

No.	許可できる理由	許可期間	申請書のほかに必要な書類
1	学年途中等に他校区へ転居後も現在の就学校へ通学を希望する場合。	卒業まで	なし
2	当表のいずれかの理由により、兄弟姉妹が校区外の学校に通学しており、同じ学校へ通学を希望する場合。	卒業まで	なし
3	当表のいずれかの理由により、校区外の小学校を卒業し、その小学校の進学先の中学校へ通学を希望する場合。	中学校卒業まで	なし
4	市立幼稚園・こども園を卒園後、その幼稚園・こども園に併設する小学校へ通学を希望する場合。 (公私立保育園・私立幼稚園は対象外)	小学校卒業まで	なし
5	通学指定校に特別支援学級がない場合。	卒業まで	なし
6	児童生徒の居住地が通学指定校より、校区外にある学校が近距離であり、通学の安全上支障がないと認められる場合。	卒業まで	地図や通学形態を書いた書類(通学距離、インターネット等にある距離検索サイト等利用可)
7	転居予定先の校区の学校へ転居前から通学を希望する場合。	転居完了まで	・転居予定先を証明する書類(例:賃貸契約書、建築確認通知書のコピー) ・8月31日までに転居先に住民票の異動を行うことが可能であること。
8	共働き等のため、通学指定校区外にある学童保育を利用する場合。	小学校卒業まで	学童保育所入所決定通知書のコピー
9	共働き等しているため、勤務先のある校区の学校に通学を希望する場合。	小学校卒業まで	身元引受書・両親の在職証明書
10	共働き等しているため、校区外の預託する親戚等のいる校区外の学校に通学を希望する場合。	小学校卒業まで	身元引受書・両親の在職証明書

11	いじめや、精神の状態による不登校または、そのおそれなどで、転校することによって改善が望める場合に、校区外の学校に通学を希望する場合。	必要な期間	学校（園）長からの具申書
12	部活動を継続したいが、通学指定校に希望する部活動がないため、隣接する中学校へ通学を希望する場合。 （※中学校のみ対象。小学校は部活動ではないため対象外。）	必要な期間	学校（園）長からの具申書
13	その他教育長が特に必要と認める場合。	必要な期間	その他必要な書類

一覧表中 No.10～No.13 の理由に該当する申請の場合には、申請の前に必ず学校教育課までご相談ください。

#### その他提出様式等

- ・ 地理的事由により近距離の学校へ就学する場合の通学方法・・No. 6 関係
- ・ 在職（就労証明書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 9・10 関係
- ・ 身元引受書（勤務先・一般用）・・・・・・・・・・No. 9・10 関係
- ・ 校（園）長具申書・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 11・12 関係